ペット医療費用保険 重要事項のご説明(重要事項説明書)

インターネット募集用

共同保険制度等のご説明・契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

- ■この書面は、「ペットの保険」に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、契約申込画面に入力のうえ、入力内容に誤りがないことを確認し、お申込みください。
- ■この保険契約は、あいおいニッセイ同和損保と au 損保の 2 社を引受保険会社とする共同保険契約となります。詳細は P.2 I 共同保険制度等のご案内をご確認ください。
- ■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。au 損保ホームページに掲載していますので、必要に応じてご参照ください(https://www.au-sonpo.co.jp/adpet)。なお、郵送を希望される場合は au 損保カスタマーセンターへご請求ください。
- ■ご不明な点につきましては、au 損保カスタマーセンターまでお問合わせください。

このマークの項目は、「ご契約 のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

- ・ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずご説明ください。
- 「ペットの保険」の正式名称は、ペット医療費用保険です。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事 項等、特にご注意いただきたい事項

▼ 主な用語のご説明 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」にも用語のご説明が記載されていますので、ご確認ください。

ご契約の保険期間の終了日を次の保険期間の開始日とするご契約をいいます。
保険期間中にお支払いする治療費用保険金の合計の限度額をいいます。
獣医師法 (昭和24年法律第186号) に定める獣医師名簿に登録され、免許を交付されている方をいいます。
治療を目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいい、全 身麻酔下での食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置を含みます。
継続契約以外の初めてのご契約をいいます。
ケガまたは病気をいいます。
補償の対象となる犬または猫をいいます。
獣医師(注1)が必要であると認め、獣医師(注1)が行う治療(注2)をいいます。なお、対象ペットの身体障害が平常の生活に支障がない程度に回復した場合は、治療を完了したものとします。 (注1)被保険者が獣医師である場合は、その被保険者以外の獣医師をいいます。(注2)予防措置を含みません。
動物病院に通い、または往診により、対象ペットに治療を受けさせることをいいます。
保険期間中にお支払いする通院治療費用保険金の合計の限度額をいいます。
獣医療法(平成4年法律第46号)に定める診療施設をいいます。
自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。
補償を受けられる方をいいます。
治療費用保険金および通院治療費用保険金を算出する上で、治療費用の額に乗じる割合をいいます。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

お問合わせ・ご相談・苦情がある場合は下記にご連絡ください。

以下の場合には、30 日以内に 下記にご連絡ください。 〈通院ありタイプ〉 治療を受けた場合 〈通院なしタイプ〉 入院・手術をされた場合

au 損保カスタマーセンター

0800-123-8877

受付時間 9:00~18:00 (年末年始を除きます)

- ・携帯電話・PHS からもご利用いただけます。
- ・一部の I P電話などご利用いただけない場合 がございます。
- ・おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関

注意喚起情報

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

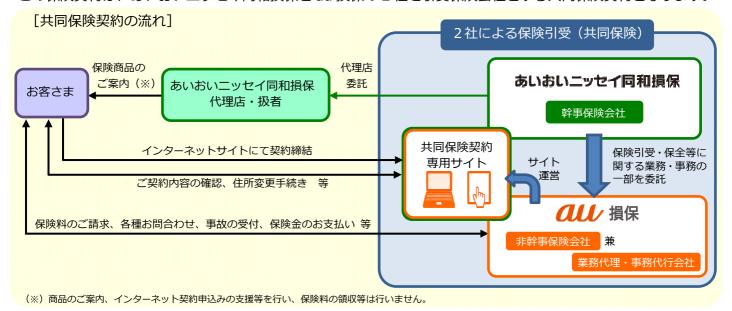
一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター

「ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

- ・受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/

I. 共同保険制度等のご説明

この保険契約は、あいおいニッセイ同和損保と au 損保の 2 社を引受保険会社とする共同保険契約となります。



- ■引受割合は、あいおいニッセイ同和損保(幹事保険会社)80%、au 損保(非幹事保険会社)20%となります。各引受保険会社は、引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。
- ■あいおい二ッセイ同和損保の代理店は、幹事保険会社であるあいおい二ッセイ同和損保からの代理店委託を受け、お客さまに商品のご案内をさせていただきます(au 損保からの代理店委託は受けておりません。)。また、代理店を介さずあいおい二ッセイ同和損保の社員(扱者を含みます)が直接、保険商品のご案内をする場合もあります。なお、代理店、社員・扱者は、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行等の権限は有しておりません。
- ■非幹事保険会社である au 損保は代理店・扱者を介さず、お客さまに直接、対応させていただきます。
- ■保険の募集・保全等の業務については、幹事保険会社であるあいおい二ッセイ同和損保が両社を代表して行います。ただし、以下に記載の一部の業務・事務については、あいおい二ッセイ同和損保から委託を受けた au 損保が業務代理・事務代行会社としてお客さま対応をさせていただきます。
 - ・お客さまには、インターネット上の共同保険契約専用サイトから契約していただきます。本サイトの運営は、あいおいニッセイ同和損保から委託を受けた au 損保が行います。
 - ・契約締結後、保険料は au 損保から請求させていただきます。クレジットカードや au かんたん決済の利用明細(ご利用店名等)には「au 損保」と表示されます。
 - ・各種お問合わせは、au 損保カスタマーセンターにてお受けします。また、住所変更などのご契約内容の変更については、au 損保の「お客さま専用ページ」(以下「お客さま専用ページ」といいます)にて受付いたします。
 - ・事故が発生した場合、保険金のご請求手続きのご案内や保険金のお支払いについても au 損保が行います。
 - ・「満期のご案内」などの各種ご案内も au 損保からご連絡いたします。

Ⅱ.契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

契約概要

「ペットの保険」には2タイプあります。それぞれの商品の仕組みは下記のとおりです。

通院ありタイプ	対象ペットが身体障害を被り、その直接の結果として日本国内の動物病院において治療を受けた場合に、それにより発生した費用を被保険者が負担したことによって被った損害に対し
通院なしタイプ	対象ペットが身体障害を被り、その直接の結果として日本国内の動物病院において入院また
	は手術による治療を受けた場合に、それにより発生した費用を被保険者が負担したことによ
	って被った損害に対して保険金をお支払いする保険です。手術を伴わない通院による治療を
	受けた場合に発生した費用については、お支払いの対象となりません。

治療内容と補償との関係は以下のとおりです。

○:補償対象 ×:補償対象外

	入院	手術	通院
通院ありタイプ	0	0	0
通院なしタイプ	0	0	× (注)

- (注) 手術を伴う通院(日帰り手術)の場合には 手術費用以外の手術日 の治療費用も補償の対象となります。ただし、 手術をすることとなった原因となるケガや病気にかかるものに限ります。。
- ■この保険は、通院補償の有無、保険金支払割合および支払限度額等の異なるタイプ・コースがあり、ご希望のタイプ・コースを選択できます。なお、保険期間の途中でタイプ・コースを変更することはできません。

タイプ・コース	通院ありタイプ		通院なしタイプ	
717 · 3 · A	70%コース	50%コース	70%コース	50%コース
保険金支払割合	70%	50%	70%	50%
支払限度額(治療費用保険金)(注)	70万円	5 0 万円	70万円	5 0 万円
通院治療費用保険金支払限度額	28万円	20万円	通院補償なし	

⁽注) 手術を伴う通院(日帰り手術)の場合の手術費用以外の手術日の治療費用は、治療費用保険金の支払限度額が適用されます。

(2)対象ペット

契約概要

対象ペットは、契約申込画面にて指定した犬または猫となります。なお、1契約でお引受けできるペットは1頭となります。複数頭の契約を希望される場合は、お手数ですが1頭ずつご契約ください。

対象ペットは、家庭で飼育されている愛がん用動物に限ります。 (注1) (注2)

- (注1)身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)に規定する身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を含みます。
- (注2) 闘犬、興行犬、賭犬、猟犬、繁殖を主たる目的とした犬または猫、その他商業目的の犬または猫は含みません。

(3)被保険者の範囲

契約概要

被保険者は、契約申込画面にて指定したご本人(ご契約者)および次の①から③に掲げる方とします。なお、ご本人またはその配偶者と本人以外の被保険者との続柄は、対象ペットが治療を受け、それにより被保険者が負担する費用が発生した時におけるものをいいます。

- ①ご本人の配偶者(注1)
- ②ご本人またはその配偶者の同居の親族(注2)
- ③ご本人またはその配偶者の別居の未婚(注3)の子
- (注1) 事実上婚姻関係にある夫または妻(内縁)を含みます。
- (注2) 6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。
- (注3) 未婚とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。

2 基本となる補償および引受条件 等

(1)基本となる補償

契約概要 注意喚起情報

「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」は次のとおりです。詳細は「ご契約のし おり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

【治療費用保険金】(入院・手術の保険金)(「通院ありタイプ」「通院なしタイプ」ともに対象となります。)

保険金をお支払いする場合

対象ペットが身体障害を被り、日本国内の動物病院で入院または手術(注1)による治療を受け、被保険者がそ の治療費を負担した場合に、損害の額(注2)に「お客さま専用ページ」記載の保険金支払割合を乗じた額をお 支払いします。ただし、お支払いする保険金は、保険期間を通じて「お客さま専用ページ」記載の支払限度額を もって限度となります。

- (注1)日帰り手術を含みます。
- (注2)被保険者が負担した次の①から④に掲げる費用の額をいいます。
 - ① 獣医師の行う診断(注3)に要する費用
 - ② 獣医師による診察費(注4)、処置費および手術費
 - ③ 動物病院の入院費
 - ④ 獣医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
- (注3) 諸試験またはX線検査等の諸検査を含みます。
- (注4) 初診費および再診費をいいます。

		保険金をお支払いできない主な場合	
お支払いの対象と	既往症、 先天性異常 等	■初年度契約の保険期間の開始時より前に被っていたケガ ■初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて30日を経過した日の翌日午前 0時より前に発病した病気および獣医師により発見されていた先天性異常 など	
	ワクチン等 により予防 できる病気	■狂犬病等のワクチン等により予防ができる病気。ただし、その病気の発病がその 予防措置の有効期間内であった場合を除きます。	
ならない	特定の病気	■猫伝染性腹膜炎、猫後天性免疫不全症候群(FIV)	
身体障害	飼い主等の 行為	■故意または重大な過失による身体障害■給餌または給水等基本的な管理を怠ったことによる身体障害■精神障害、心神喪失または酒に酔った状態により正常な判断ができないおそれのある状態における行為による身体障害	
	自然災害	■地震もしくは噴火またはこれらによる津波による身体障害 など	
	予防に関する費用	■ワクチン接種費用 ■ノミおよびマダニの除去費用 ■病気予防のための検査または投薬、予防接種費用および定期健診、予防的検査費用	
お支払い の対象と ならない	治療費以外 の費用	 ■シャンプー、薬用シャンプー、医薬品シャンプーおよびイヤークリーナー(注1) ■往診費用、対診費用および夜間休日診療費用(注2) ■ペットの移送費 ■マイクロチップの挿入費用 ■安楽死のための費用 ■葬儀費および埋葬費等ペットの死後に要した費用 ■相談料および指導料ならびにカウンセリングおよびセカンドオピニオンのための費用 ■動物病院へ行かずに薬剤のみ配達される場合の配達料およびこれらと同種の費用 ■各種証明書類の作成費用および郵送費 	
治療費など	健康食品・ 医薬部外品 等	■入院中の食餌に該当しない食物および療法食■獣医師が処方する医薬品以外のもの(注3)■漢方、温泉療法、酸素療法、免疫療法等 など	
	そ金いでの選びで のをできと保定を での選びで でで でで でで でで で で で で で の に で の に で の に で の と で の と で と に の も に で り に り に り て り て り て り て り て り て り て り り て り り て り り と り と	 ■妊娠、出産、帝王切開、人工流産等の繁殖に関する費用および出産後の治療の費用 ■不妊、避妊に関する費用 ■乳歯遺残、停留睾丸、臍ヘルニア、鼠径ヘルニアおよび睫毛乱生の処置費用 ■爪の切除(注4)、爪切、肛門腺除去および肛門腺搾りに関する費用 ■断耳、断尾、声帯除去および美容整形等に関する費用 ■歯科治療および歯石除去に関する費用(注5) ■健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査費用(注6) 	

- (注1)動物病院内で処置に用いられるものを除きます。
- (注2) 夜間診療や休日診療による割増費用をいい、割増費用以外の通常の治療費はお支払いの対象となります。
- (注3)健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等をいいます。
- (注4) 狼爪の除去を含みます。
- (注5) 歯および歯肉の治療費用をいい、不正咬合その他異常形成の改善治療費用を含みます。
- (注6)健康体を想定して行われた検査費用を含み、加療の効果を計るために治療の一環を構成する検査費用は含みません。

(2) 通院治療費用保険金補償特約

契約概要

「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」は次のとおりです。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

【通院治療費用保険金】(通院の保険金) (「通院ありタイプ」が対象となります。)

保険金をお支払いする場合

対象ペットが身体障害を被り、日本国内の動物病院で手術を伴わない通院による治療を受け、被保険者がその治療費を負担した場合に、損害の額 (注1) に「お客さま専用ページ」記載の保険金支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金は、保険期間を通じて「お客さま専用ページ」記載の通院治療費用保険金支払限度額をもって限度となります。

- (注1)被保険者が負担した次の①から③に掲げる費用の額をいいます。
 - ① 獣医師の行う診断(注2)に要する費用
 - ② 獣医師による診察費(注3) および処置費
 - ③ 獣医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
- (注2) 諸試験またはX線検査等の諸検査を含みます。
- (注3) 初診費および再診費をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

前記(1)基本となる補償【治療費用保険金】と同じです。

(3) その他の主な特約とその概要

契約概要

その他の主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

①自動的にセットされる特約(「通院ありタイプ」「通院なしタイプ」ともに対象となります。)

特約の名称	特約の概要	
保険証券等の発行に関する 特約	この特約により、保険証券、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は発行されません。ご契約後、「お客さま専用ページ」より保険証券の請求を行うことができます。	
通信販売に関する特約	保険契約のお申込み方法や保険料の払込み等について定めています。	

②質問項目(告知事項)の回答内容によりセットされる特約

特約の名称	特約の概要
特定疾病・特定部位 補償対象外特約	対象ペットの健康状態および既往症の有無等に応じて、特定の疾病や特定の身体部位を補償対象外とする場合にセットする特約です。

(4)複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

ペットの保険は、補償内容が同様の保険契約(ペットの保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご契約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化 (同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意く ださい。

(5)保険金額の設定

契約概要

お客さまの保険金額(支払限度額)等は「お客さま専用ページ」でご確認ください。

(6) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

①保険期間:1年間となります。

②補償の開始・終了時期

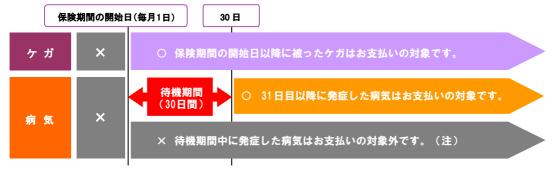
■初年度契約

- ▶毎月1日から20日までにお申込み手続きを完了した場合は、その翌月1日の午前0時に始まり、満期日の午後4時に終了します。
- ▶毎月21日から月末までにお申込み手続きを完了した場合は、その翌々月1日の午前0時に始まり、満期日の午後4時に終了します。



■保険金のお支払いの対象とならない期間について

保険契約が初年度契約である場合において、対象ペットが受けた治療の原因となった身体障害が「病気」 の場合には、保険期間の開始日からその日を含めて 30 日間は待機期間となり、待機期間中に発症した病 気に関する治療費用はお支払いの対象外となります。また、保険期間の開始日前に発生していた病気・ケ ガによる治療費用は、お支払いの対象外となります。



(注) 初年度契約時の待機期間中に発症した「病気」は、翌年以降の継続後もお支払いの対象外となります。

■継続契約

満期を迎えるご契約の末日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終了します。

(ただし、満期を迎えるご契約の末日の午後4時以降に継続のお申込み手続きをされた場合は、ご契約成立後に 保険責任が開始します。)

なお、お申込み手続きが完了となるには、契約申込画面で次の3つの手続きを完了していることが必要です。

- a.「契約を申込みます」ボタンを押し、申込操作が完了していること。 b. 保険料の支払方法として「クレジットカード払」または「通信料金等との合算払」を選択した場合、払込 手続きを完了し、保険料決済の有効性が確認できること。
- c. 上記 a.b.の手続完了後に「お申込み完了」画面が表示されること。

(7) 引受条件(ご契約者、対象ペット)

契約概要

- ■ご契約者としてお申込みいただける方は、次のすべての条件を満たされている方に限ります。
 - お申込み時点で日本国内に居住している満18歳以上の方(注)
 - ・個人の方(法人をご契約者とするお申込みはできません。)
 - ・日本国内から web アクセスしている方(海外からお申込みはできません。)
- ■ご契約可能な対象ペットの年齢は、保険期間の開始日時点で生後30日から満10歳までに限ります。(継続契約 ついては、年齢制限はありません。)
- ■本保険契約の全部または一部に対して補償が同じである他の保険契約等(共済契約等を含みます)がある場合は、 お引受けできません。
- (注) 未成年の方をご契約者としてお申込みいただく場合は、必ず親権者等の法定代理人の同意を得たうえでお手続きください。 なお、18歳未満の方はいかなる場合もお申込みいただけませんのでご了承ください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、対象ペットの種類(犬または猫)、品種(注 1)、年齢(注 2)およびタイプ・コース等により決まり ます。実際にご契約いただくお客さまの保険料は、契約申込画面でご確認ください。なお、継続契約の保険料は、 対象ペットの年齢(注2)に応じて毎年変わります。

- (注1) 混血犬の場合は「申込時点の体重(成犬でない場合には「成犬時の予想体重」)」により決まります。なお、保険期間 の途中で体重の変動があった場合でも、保険料は変わりません。
- (注2)年齢は保険期間の開始日時点の満年齢をいいます。

(2)保険料の支払方法・払込方法

契約 概要 注意喚起情報

保険料の支払方法・払込方法は下記の組み合わせより選択できます。なお、保険期間の中途で、支払方法・払込 方法の変更はできませんのでご注意ください。

支払方法	払込方法	
又抵力法	一時払 (注 4)	月払(12 分割 12 回払) (注 5)
クレジットカード払 (注 1)	0	0
通信料金等との合算払 (注 2)	0	0
コンビニエンスストア払 (注 3)	0	×(選択できません)

- (注1) お申込人(ご契約者) 名義のクレジットカードをお持ちの方に限ります。
- (注 2) au 携帯電話(スマートフォンを含む)に登録済みの au ID をお持ちの方は、au 携帯電話(スマートフォンを含む)の通信料金等と 合算して支払うことができます。なお、au ID を登録した au 携帯電話(スマートフォンを含む)の名義人がお申込人(ご契約 者) ご本人またはご家族である場合に限ります。
- (注3) コンビニエンスストアにおいて、引受保険会社所定の方法により払込期日までにお支払いいただく方法です。具体的なお支 払方法は、コンビニエンスストアにより異なります。詳しくは申込画面をご覧いただくか au 損保カスタマーセンターまでお 問合わせください。なお、払込期日までに払込みがない場合、ご契約を解除する場合がありますのでご注意ください。
- ※ コンビニエンスストアにより「払込番号」「オンライン決済番号」「受付番号」「払込票番号」など名称が異なります。
- (注4) ご契約時に保険料の全額を払い込む方法です。

(注5)保険料を12回に分割し、毎月払い込む方法です。なお、月払の場合、一時払に比べて保険料が割増となります。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

- ■月払でご契約の場合、第2回目以降の分割保険料は、「お客さま専用ページ」に記載された払込期日までに払い 込んでください。なお、払込期日までに払い込みがない場合は、払込期日の翌月末までの払い込み猶予がありま すが、払込期日の翌月末を過ぎても保険料の払い込みがない場合は、保険金をお支払いできません。また、ご契 約を解除する場合がありますので、ご注意ください。
- ■月払でご契約の場合、保険期間中にお支払いする治療費用保険金の合計額が、「お客さま専用ページ」に記載さ れた支払限度額に相当する金額となった場合には、保険金支払時に未払込分の保険料と相殺させていただくこと があります。
- ■コンビニエンスストア払の場合の保険料は、「お客さま専用ページ」に記載された払込期日までに払い込んでく ださい。なお、払込期日までに払い込みがない場合は、払込期日の翌月末までの払い込み猶予がありますが、払 込期日の翌月末を過ぎても保険料の払い込みがない場合は、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除 する場合がありますので、ご注意ください。

【初回保険料の払込前に事故が発生した場合の取扱い】

初回保険料の払い込みを確認後、保険金をお支払いします。

4 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

契約締結時におけるご注意事項 Ш

1 告知義務〔ご契約時にお申し出いただく事項〕

注意喚起情報

- ■ご契約者または被保険者になる方には、ご契約時に危険に関する重要な事項として、引受保険会社が告知を求めた項 目(契約申込画面上の「※」印の項目(告知事項))について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。
- ■故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や、告知した事項が事実と異なっている場合、ご契約を解除す ることや保険金をお支払できないことがありますので、今一度告知内容をご確認ください。
- ■対象ペットの健康状態告知の内容によっては、ご契約をお引き受けできない場合または特定の疾病・特定の身体部位 について補償の対象外とする「特定疾病・特定部位補償対象外特約」をセットしてお引き受けする場合があります。

【告知事項】

対象ペットの治療歴および現在の健康状態

2 クーリングオフ説明書〔ご契約のお申込みの撤回について〕

この保険は保険期間が1年のみとなるため、ご契約の申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオ フ)を行うことはできません。

契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等〔ご契約後にご連絡いただく事項〕

注意喚起情報

ご契約後、ご契約者が住所やメールアドレス等の連絡先を変更された場合は、遅滞なく「お客さま専用ページ」より変 更のお手続きをしてください。お手続きいただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

2 解約と解約返れい金

契約 概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、「お客さま専用ページ」よりお手続きください。ご契約の解約に際しては、契約時の条件に より、保険料を返還または未払込分の保険料を請求させていただくことがあります。また、保険期間の開始日以降に解約 した場合、返還される保険料があっても、払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、あらかじ めご了承ください。

解約以外の失効等となる保険契約の取扱いを知りたい場合



「IV.無効、取消し、失効」参照

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者があいおい二ッセイ同和損保から委託を受けた代理店またはあいおい二ッセイ同和損保の社員である場合は、あいおい二ッセイ同和損保の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、あいおい二ッセイ同和損保から委託を受けた代理店またはあいおい二ッセイ同和損保の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、あいおい二ッセイ同和損保と直接契約されたものとなります。

※ペットの保険はインターネット上で契約するため、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行は実際には 行っておりません。

2 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3 個人情報の取扱い

注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第 53 条の 10)により、利用目的が限定されています。

個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度については、あいおいニッセイ同和損保ホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)または au 損保ホームページ(https://www.au-sonpo.co.jp/)をご覧ください。

4 重大事由による解除

保険金を支払わせることを目的として対象ペットの身体障害を発生させた場合、詐欺を行った場合、また、ご契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などについては、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

5 継続契約

あいおい二ッセイ同和損保が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、ご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6 対象ペットが治療を受けた場合

下記の場合には、ケガの原因となった事故の発生の日または治療を開始した日から 30 日以内に au 損保カスタマーセンターまでご連絡ください。

通院ありタイプ 対象ペットが身体障害を被り動物病院で治療を受けた場合 通院なしタイプ 対象ペットが身体障害を被り動物病院で入院または手術による治療を受けた場合

保険金の請求を行うときは、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金の支払請求時に必要となる書類等」 に記載の書類等を提出していただく場合があります。 事故時のお手続き等について知りたい場合



「V.保険金請求の手続き等」参照

7 通信に関する免責事項

お客さまが入力されるお申込み内容、クレジットカード払込内容などの個人情報を安全に送受信するために、引受保険会社では SSL (暗号化通信)を使用しています。SSL 使用により通信経路での盗聴等による情報漏洩には高い精度をもって対応できますが、万が一引受保険会社の責によらない漏洩などにより発生した損害につきましては、引受保険会社は責任を負いません。また、引受保険会社の責によらない通信障害、端末障害等により、保険契約手続きが遅延または不能となったために生じた損害につきましても引受保険会社は責任を負いません。

契約いただく内容に関する確認事項〔意向確認事項〕

お客さまのご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客さまのご希望を満たしているか再度ご確認・ご了解のうえごお申込みください。ご確認の結果、お客さまのご希望にお応えできない部分がありましたら、お申込みを中止してください。ご不明な点などありましたら au 損保カスタマーセンターまでご連絡ください。

下記について、ご確認ください。		
保険の内容について、ご確認ください。	通院 対象ペットが身体障害を被り、その直接の結果として日本国内の動物病院において治療を受けた場合に、それにより発生した費用に対する保険です。 対象ペットが身体障害を被り、その直接の結果として日本国内の動物病院において入院または手術による治療を受けた場合に、それにより発生した費用に対する保険です。通院による治療を受けた場合に発生した費用については、お支払いの対象となりません。・初年度契約の場合、病気については待機期間があります。・保険期間の開始日前に発生していた病気・ケガによる治療費用は、補償の対象外です。	
入力いただいた内容について、正しい内容となっている ことをご確認ください。	対象ペットの『写真』『名前』『種類』『品種』『生年月日』	
右記①~⑤の項目について、 お客さまのご希望どおりとなっていることをご確認ください。		
回答いただいた内容につい て、正しい内容となっている ことをご確認ください。	・「他の保険契約等」の有無 ・「対象ペットの健康状態」について	
右記事項もご確認ください。	・契約者配当金制度がないこと ・総合的に見て、お客さまのご希望を満たした内容となっていること	